

東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務

仕 様 書

東 大 阪 市

目 次

(一般事項)

1	目的	3
2	概要等	3
3	業務の範囲	3
4	業務の履行	3
5	統括責任者等の選任	4
6	業務従事者の職務及び知識経験等	4
7	有資格者等の配置	4
8	業務従事者の名簿及び服装等	4
9	労務管理	4
10	教育・訓練等	5
11	提出書類	5
12	臭気苦情への対応	5
13	緊急事態発生時の対応	5
14	秘密等の保持	5
15	関係法令の遵守	5
16	一括再委託等の禁止	5
17	損害経費の負担	5
18	受託者の債務不履行への対応	5

(業務要領)

19	事業実施計画書等	6
20	運転管理業務	6
21	水質管理業務	6
22	保全整備業務	6
23	調達管理業務	7
24	保安管理業務	8
25	その他業務	8
26	報告書等	9

(管理費用等)

27	受託者の負担費用	9
28	ユーティリティ費用の考え方	9
29	貸与物件等	9
30	リスク分担	10

(特記事項)

31	運転管理条件	10
32	運転時間	10
33	基本的な作業内容	11

(一般事項)

1 目的

東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、東大阪市（以下「本市」という。）が所有する東大阪市東事業所下水道放流施設の包括的管理業務の委託に際して、当該業務を受託する者（以下「受託者」という。）が当該業務を適切かつ円滑に履行するため、遵守すべき基準及び業務の内容等を記載したものである。

2 概要等

(1) 業務名

東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務

(2) 委託期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

委託期間の名称	期間
1年目	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
2年目	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
3年目	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
4年目	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで
5年目	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで
6年目	令和12年4月1日から令和12年9月30日まで

(3) 施設概要

施設の名称	東大阪市東事業所下水道放流施設
施設の所在地	大阪府東大阪市布市町三丁目3番1号
敷地概要	約3,600㎡（別紙1-1、別紙1-2参照）
建築概要	建築面積：約322㎡、延床面積：約805㎡、構造：地下1階（RC造）、地上2階（S造）（別紙2-1、別紙2-2、別紙2-3参照）
処理方式	前処理設備＋希釈、脱臭設備
希釈水	工業用水（大阪広域水道企業団工業用水道）
希釈倍率	1.8倍（※）
放流量	日最大1,638.0㎥/日、日平均507.6㎥/日（※）
運転時間	24時間（365日）
し尿搬入時間	午前9時から午後5時まで
勤務時間	午前8時45分から午後5時15分まで
その他附帯設備	一式（別紙3-1、別紙3-2、別紙3-3）
施工者の名称	カナデビア株式会社（旧：日立造船株式会社）
竣工年月日	平成18年1月20日

（※）令和8年3月31日まで。翌日以降の希釈倍率及び放流量については、決定次第伝える。

3 業務の範囲

業務の範囲は、東大阪市東事業所下水道放流施設（以下「東事業所」という。）の包括的管理業務であり、東事業所の運転管理及び維持管理に付随する一切の業務である。仕様書に記載する運転管理業務、水質管理業務、保全整備業務、調達管理業務、保安管理業務、その他業務は、東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務に必要な一般的な事項を明記したもので、仕様書等に記載のない業務であっても東事業所の維持管理に付随する業務については、業務の範囲に含まれる。ただし、各槽清掃及び汚泥処分業務、小規模修繕（第2.2項第3号に規定する小規模修繕をいう。）を除く。また、4棟の倉庫のうち、北側の西端の倉庫の管理も業務の範囲に含まれるが、当該倉庫以外の3棟の倉庫は本市が使用する。

4 業務の履行

- (1) 受託者は、業務の公的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、施設の包括的管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分に発揮できるよう業務委託契約書（以下「契約書」という。）、仕様書及びその他関係書類に基づ

き、常に善良なる管理者の責任をもって、効率的かつ経済的に業務を履行しなければならない。

- (2) 受託者は、施設の運転管理に当たっては、効率的及び経済的な運転を実施することはもとより、下水道法（昭和33年法律第79号）、東大阪下水道条例（昭和42年東大阪市条例第63号）、東大阪流域関連公共下水道への流入許可、東大阪市し尿の受け入れ処理に関する協定書、公害防止管理基準を遵守しなければならない。

5 統括責任者等の選任

- (1) 受託者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から統括責任者、主任、運転員及び事務員を選任し、本市に届け出なければならない。統括責任者は、業務のあらゆる状況において対処することとし、統括責任者が病気その他の事由により、長期に渡り職務の遂行が困難な場合は、新たに統括責任者を選任しなければならない。
- (2) 受託者は、業務従事者の業務分担を決定し、市に届け出るとともに、し尿等搬入時間中については、統括責任者又はその代理を含めて業務に支障をきたさない人数（例：基準人数3人）に従事させるものとする。また、業務に関する従事者の管理監督については、受託者が全ての責任を負うものとする。

6 業務従事者の職務及び知識経験等

業務従事者の職務及び必要な資格及び知識経験等は、次のとおりとする。

- (1) 統括責任者は、施設全般に精通し業務の統括者としての十分な知識、経験を有し、施設に常駐し、現場の総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。
- (2) 統括責任者は、業務の公的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故及び火災等の防止に努めなければならない。
- (3) 統括責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、本市に報告し、対応するものとする。
- (4) 統括責任者は、同等施設又はそれを超える規模の施設の運転実務経験を5年以上有する者とし、かつ、管理監督者としての経験を3年以上有する者であること。
- (5) 主任は、専門技術及び知識を有し、運転監視、保守点検、保全を総合的に判断し現場監督等ができ、統括責任者を補佐し、統括責任者が事故又は不在の時にはその職務を代理する。
- (6) 主任は、専門技術及び知識を有し、適正に設備機器の運転、操作及び保守点検・保全整備等の業務ができ、3年以上の実務経験を有する者とする。
- (7) 運転員は、適正な設備機器の運転状況の判断、操作及び保守点検・保全整備等ができ、1年以上の実務経験を有する者とする。

7 有資格者等の配置

受託者は、次の資格を有する者及び運転に必要な知識及び実務経験者を配置し、本市に届け出ること。また、次の資格については複合格者者を認める。

- (1) 危険物取扱主任者（乙種第4類）
- (2) 第2種酸素欠乏危険作業主任者
- (3) 特定化学物質等作業主任者
- (4) その他業務の履行上法令で定められた資格者

8 業務従事者の名簿及び服装等

- (1) 受託者は、業務従事者の役職（担当）、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号及び資格を記載した業務従事者名簿及び前項に規定する資格取得者名簿及び有資格者証の写しを、本市に提出すること。
- (2) 受託者は、業務従事者の変更が必要なときは、その者が有資格者等の場合はその資格証の写しを添えて原則として20日前までに本市に提出し、承諾を受けるものとする。また、受託者の業務従事者が交替するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替するものとする。
- (3) 受託者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにするとともに、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、名札、防塵マスク、作業服及び作業靴（安全靴）等を使用し又は着用すること。

9 労務管理

受託者は業務を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務従事者の勤務については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57

- 号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保健法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)等の労働関連法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、東大阪市役務契約における労働関係法令遵守状況の確認等に関する要綱に定める遵守状況の確認に協力すること。
- (3) 業務従事者の業務に当たっては、労働安全衛生関係法規に基づく作業主任者及び取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を第一として、作業効率、作業能率の向上に努めること。
- (4) 受託者は、業務従事者の労働管理及び人事管理上の一切の責任を負うものとする。

10 教育・訓練等

受託者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を実施するとともに、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導及び教育を行うこと。

11 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに次の書類を本市に提出すること。

- (1) 統括責任者等選任届
- (2) 業務従事者名簿
- (3) 職務分担届
- (4) 資格取得者名簿
- (5) 危機管理体制表
- (6) 安全衛生管理要綱
- (7) 事業実施計画書等の各計画書
- (8) その他本市が指示する書類

12 臭気苦情への対応

受託者は、希釈し尿流入後に希釈し尿が原因と推測される臭気に対する苦情が発生した場合は、誠意をもって苦情者に対応し、速やかに原因の究明、措置を行うとともに本市に報告すること。

13 緊急事態発生時の対応

- (1) 受託者は、地震、大雨及び台風等の災害時並びに爆発、火災、人身事故、その他設備及び機器類に関する重大な故障等の緊急事態の発生に備え、業務従事者を臨時招集できる体制を確立し、本市に報告の上、緊急時には本市の指示を受けるものとする。
- (2) 受託者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、本市に連絡すること。
- (3) 受託者は、緊急事態発生時に行った対応措置について、本市に書面で速やかに報告すること。

14 秘密等の保持

受託者は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、その取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の法令等を遵守しなければならない。

15 関係法令の遵守

受託者は、業務の履行に当たってあらゆる関係法令等を遵守すること。

16 一括再委託等の禁止

受託者は、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

17 損害経費の負担

業務の履行上受託者及び業務従事者の故意又は過失により生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、全て受託者が賠償するものとする。また、受託者は業務上必要となる損害の補てんのために、自らの費用で保険に加入するものとする。

18 受託者の債務不履行への対応

- (1) 本市は、受託者の業務が、契約書、仕様書及びその他関係書類において指示する水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合、受託者に改善を求めるとともに、必要な場合、業務改善計画書の提出を求めることができる。
- (2) 本市は、受託者による改善が十分になされていないと判断した場合、再度改善を求めることができる。また、この場合において、受託者による改善が実施されない場合は、その程度において本市は委託料の減額又は契約の解除をすることができる。

(業務要領)

1.9 事業実施計画書等

- (1) 受託者は、自らの責任のもと、運転開始日の30日前までに、受託者の費用により、契約書、仕様書及びその他関係書類に記載された条件を満たす事業実施計画書を作成し、本市に提出する。事業実施計画書には、運転管理計画書、整備計画書、作業計画書等その他業務に必要な計画書を含むものとする。
- (2) 受託者が事業実施計画書に基づき業務を実施するが、本市が事業実施計画に基づき業務が行われていないと判断した場合、本市は、受託者に説明及び改善を求めるとともに、受託者の業務不履行への対応を行う。

2.0 運転管理業務

- (1) 受託者は、運転管理計画書に基づき適切な運転管理を行う。運転計画、管理方法の変更等が必要になった場合、受託者は、本市と協議して変更すること。
- (2) 受託者は、施設の運転に際しては、運転管理計画書及び本市が貸与する機器取扱説明書及び操作説明書等に基づいて、適正に運転及び監視等の業務を履行すること。
- (3) 受託者は、本市から施設の停止、立上げ、設備の停止及び運転等の指示があった場合は、速やかにその体制をとること。
- (4) 受託者は、本市が指示する測定方法において、運転機器等の測定記録を行い、本市に報告すること。
- (5) 受託者は、運転管理について東大阪市流域関連公共下水道への流入許可に基づく運転を行うこと。
- (6) 受託者は、業務に関する作業を行うに当たっては、年間、月間作業計画を立案し、本市に報告し、承諾を受けるものとする。また、必要に応じて週単位の作業計画を本市に報告するものとする。

2.1 水質管理業務

- (1) 受託者は、水質管理について東大阪市流域関連公共下水道への流入許可を遵守すること。
- (2) 受託者は、毎月1回以上、本市が求める水質検査項目（特記事項参照）について、放流水の水質検査を実施する。その際に、受託者と資本関係のない他の事業者の環境計量士（濃度関係）に測定・検査をさせ、その結果について計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量証明書を添付して本市に報告すること。また、水質測定・検査において、排水基準に適合しなかった場合には、原因究明を行うとともに同様の手順で再測定・検査を実施し、その結果を報告すること。

2.2 保全整備業務

- (1) 保守点検・整備
 - ア 受託者は、予防保全の観点から日常的に注意を払い、東事業所の建物及び施設、設備・機械等の機能及び状態を良好に保つために保守点検を実施する。保守点検業務には、施設の機能・性能を正常に維持するために必要な、劣化部材・消耗品の取り換え、注油、汚れの除去、部品の調整等の簡易的な整備処置を含み、東事業所における従事者が作業を行う。
 - イ 受託者は、本市が示す別紙4「東事業所機械類メンテナンス予定表」で示された項目について、全委託期間及び当該委託年度の整備計画書を策定し、本市が指定する期間（以下「本市整備指定時期」という。）に工程及び内容等を本市に報告して、承認を受けた上で整備（分解整備を含む。）を実施すること。東事業所機械類メンテナンス予定表に記載のある項目について、本市整備指定時期に整備が実施されない場合は、債務不履行となる場合がある。
 - ウ 受託者は、整備計画書に基づき、設備の各種点検及び整備を専門的立場で継続して行い、設備の状況、法定点検記録等の施設運営に必要な不可欠な事項の記録、更新、整理を行い、各設備の整備台帳として取りまとめること。また、当該期間の整備計画に含まれない保守点検及び整備についても、突発的な状況変化を見極め、必要性を判断し、部品交換、分解整備等の措置を実施すること。

エ 受託者は、東事業所における予備の機材、部品等は適正に保管・管理を行い、整理整頓を心掛け、貸与した用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、受託者が責任をもって補充しなければならない。

オ 受託者は、その他明記されていない保守点検・整備であっても、運転管理・維持管理上必要な事項は、良識ある判断に基づいて実施すること。

(2) 軽易な修繕・補修

軽易な修繕・補修とは、特殊な機器及び備品、高度な専門技術又は外部からの人的応援を必要としない修繕・補修とする。

ア 受託者は、常に運転状況及び保守管理状況を把握するとともに、日常の保守点検において不具合箇所及び故障についての調査を行い、発見した不良箇所や故障発生箇所を、備付工具及び補修材料等を用い修繕・補修すること（補修には取り換えを含む。）。補修材料等については、東事業所に現存するものは使用可能とし、必要に応じて受託者が補填、準備すること。修繕に使用する補修材料等は、性能等が原状と同等以上のものを使用すること。

イ 受託者は、軽易な修繕・補修を実施する際には、本市にその内容・費用を事前報告すること。また、消耗品や補修材料費において、10万円を超える費用が発生する場合は、本市に事前に報告を行い、その承認を受けた後に実施すること。ただし、緊急でやむを得ない場合は、補修の措置を講じるとともに、内容及び費用等を速やかに本市に報告すること。

(3) 小規模修繕

小規模修繕とは、別紙4「東事業所機械類メンテナンス予定表」に示す項目の整備の他に、特殊な機器及び備品、高度な専門技術又は外部からの人的応援を必要とする修繕とし、経年劣化等による原状回復のための補修等を含むこととする。

ア 受託者は、小規模修繕として、東事業所の建物及び施設、設備・機械等の突発的な故障や不具合箇所、劣化部分の機能回復のために、修繕、修理、交換又は分解整備等を行う。受託者は小規模修繕に要する費用の合計として、1年目は300万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。以下「小規模修繕費」に関する金額も消費税及び地方消費税相当額を含まない。）、2年目は600万円、3年目は600万円、4年目は600万円、5年目は600万円、6年目は300万円を予算にそれぞれ計上するものとする。また、小規模修繕については、事前に内容・費用等を本市に報告し、本市の承認を受けた後に、受託者の責任において実施すること。

イ 受託者は、故障等が発生した場合の事後保全的対応だけでなく、重大な故障等を未然に防ぐための予防保全的措置として有効と考えられる場合も、小規模修繕を実施又は提案すること。

ウ 受託者は、小規模修繕費を年度毎に精算する。なお、精算期限は翌年度の5月31日（委託最終年度については11月30日）とする。

エ 受託者は、業務の履行上、受託者及び業務従事者の故意又は過失に起因して、建物及び施設、設備・機械等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を本市に報告するとともに、自らの責任において処理すること。

オ 受託者は、本市が行う建物及び施設、設備・機械等の修繕工事時には、工程及び内容を十分把握して、打合せ等に出席し、作業中の立合い、完成後の試運転等に立合うこと。

2.3 調達管理業務

受託者が本業務を行うために必要なユーティリティの項目は、次のとおりとし、調達管理は受託者が責任をもって行うこと。

(1) 電気

受託者は、東事業所の安定した運転管理を実施するために必要な電気の調達を実施し、使用量の管理を行うこと。

(2) ガス・水道

受託者は、東事業所の安定した運転管理を実施するために必要なガス（液化石油ガス）・水道水の調達を実施し、使用量の管理を行うこと。

(3) 下水道

受託者は、施設の運転管理に伴い必要となる下水道の使用に関する契約を行い、下水道使用料を自らの負担により支払うこと。

(4) 工業用水

受託者は、東事業所の安定した運転管理を実施するために必要な工業用水の調達を実施し、使用量の管理を行うこと。

(5) 通信

受託者は、東事業所の運転管理を行うために必要な電話及び専用線、テレメータシステム等の通信の調達及び使用量等の管理を行うこと。新たな電話回線やインターネットの回線の引込み等、既存の設備以外に設置又は導入が

必要な設備については、本市の承諾の後、受託者自らの費用負担により設置又は導入できる。

(6) 薬品類

受託者は、施設の運転管理を行うために必要となる薬品類の調達、受け入れ対応、数量、品質、使用量及び在庫量等の管理を適切に行うこと。また、薬品類の調達における基準については、別紙3-2「東事業所タンク・薬品一覧表」に示す規格を満たすことし、放流脱臭剤及び活性炭については、同規格に指定した薬品を使用すること（再生炭使用不可）。

(7) 燃料・材料・備品・消耗品等

受託者は、施設の運転管理を行うために必要となる燃料及び油脂類、材料並びに運転を良好に行うために必要なその他全ての備品・消耗品等の調達、受け入れ対応、数量、品質、使用量及び在庫量等の管理を適切に行うこと。

2.4 保安管理業務

受託者は、東事業所の施設全般における事故の防止、安全な運営確保、盗難その他の事態を防止するため、監視その他の保安管理に必要な措置を講じなければならない。

2.5 その他業務

(1) 事務作業

ア 東事業所の包括的管理業務に伴う事務作業全般

イ 「し尿投入に伴う調整事務」及び「浄化槽汚泥投入に伴う調整事務」（別紙5）

事務作業については、随時、効率化のため本市と受託者で協議して方法を見直す。

(2) 衛生業務

受託者は、東事業所全般（建物・敷地）及び搬入道路（施設南側道路）において、清掃等を実施し、常に良好な環境を維持するとともに、執務室内においても整理整頓を行うこと。

ア 施設敷地内及び搬入道路、装置、設備、処理棟各室内、廊下及び受託者が使用する部屋等の清掃

イ 物品等の整理整頓

ウ 運転日誌等帳票類の整理整頓

(3) 見学者対応

受託者は、本市からの依頼に応じ、東事業所の施設見学などに際して、見学者の受入れ及び見学者に対して施設の解説等を行うこと。

(4) 災害及び緊急時対応業務

受託者は、災害や事故、機器故障の発生等の緊急時に危機管理マニュアル等に基づき、初期対応、連絡、原因調査、修繕等を行うこと。受託者は、施設全般において緊急事態が発生した場合及び緊急な機器の保守点検、修理修繕の処置等について、終日（夜間、土曜日、日曜日及び祝日を含む。）対応すること。

(5) マニュアル等整備業務

受託者は、運転管理マニュアルのほか、保守点検、水質管理、環境整備、保安管理、災害及び緊急時対応、その他の各業務に必要なマニュアル等について、整備されていないものは策定し、現在整備しているものは見直し及び改善を実施すること。また、その他に東事業所の包括管理業務において必要と考えられるマニュアル等があれば整備すること。受託者は、本業務が終了する2か月前までに、東事業所の運転管理、維持管理に必要な事項を記載した引継書を作成し、本市に報告するものとする。

(6) 安全管理業務

受託者は、東事業所の業務全般を通じて、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に、次の作業については、安全対策要領書等を作成し、十分な安全に留意すること。

ア 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業

イ 薬剤等の取扱作業

ウ 高所作業

エ 電気作業

オ 高温・高圧作業

カ 粉塵等の発生場所における作業

キ 回転機器の取扱い作業

(7) 廃棄物管理業務

受託者は、東事業所等から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理・運搬及び処分を行うこと。夾雑物除去装置から出るし渣については、月1回程度、登録車両で東大阪都市清掃施設組合に搬入すること。また、東大阪都市清掃施設組合にし渣を搬入する際は、東大阪都市清掃施設組合の指示に従うこと。

(8) 西側旧東事業所跡地維持管理業務

受託者は、東事業所西側の旧東事業所跡地の草刈りを含む維持管理業務を行うこととする。

ただし、本市が当該跡地に対し維持管理の必要がないと認めた場合は、変更契約により、当該跡地に係る維持管理委託を解除することとする。

2.6 報告書等

受託者は、仕様書に基づき、予定表、日報、月報、年報、各種報告書等を作成し、日報については、翌日に、各種報告書等については、指定された期日までに本市に提出すること。

(管理費用等)

2.7 受託者の負担費用

次の費用、物件は受託者が負担する。

- (1) 東事業所における小規模修繕については、本市に報告し、承認を受けた上で、受託者の責任において実施する。また、実施に際して、外注する場合は本市に報告するとともに受託者の責任において外注事業者を指導監督し、実施すること。価格提案の見積りについては、小規模修繕費としては、1年目及び6年目は300万円、2年目から5年目まではそれぞれ600万円を計上すること。小規模修繕費用については、各期間終了後に精算する。
- (2) 下水道放流に必要な処理システム一式の維持管理に要する全ての費用（各槽清掃及び汚泥処分業務に要する費用を除く。）
- (3) 業務に従事する者の給料、手当及び福利厚生費等の人件費
- (4) 業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防塵マスク、各種安全用具及び生活用具等の物件費
- (5) 業務に必要な外線電話、テレメータシステムの設備及び維持費
- (6) 業務に必要なし渣運搬車両費（東大阪都市清掃施設組合に登録が必要）、維持費、光熱水費、燃料費、通信運搬費及び薬品類・備品・消耗品費等（パソコン及び周辺機器等事務用品含む。）
- (7) 本市が支給し、貸与する物件以外のその他の業務に必要な費用
- (8) 業務の引継ぎに必要な費用

受託者は本市からの業務の引継ぎについては、契約履行前の本市が定める期間において行うものとし、契約の完了する令和12年9月30日までのうち、本市が必要と認められる時期において、次期業務受託者等本市が指定する者への業務の引継ぎを行わなければならない。また、本市が指定する者への業務引継ぎは、引継書及び現地指導によるものとし、引継書の内容については、本市の承認を受けなければならない。

2.8 ユーティリティ費用の考え方

本市におけるユーティリティ費の考え方は次のとおりとし、詳細及び精算の方法については、別紙6「ユーティリティ費の考え方」に定めるところによる。

(1) 固定ユーティリティ費

ユーティリティ費の内訳の中でも①電気使用料においては、電気料金に直結する燃料価格の長期的な値上がりが見込まれるとともに、東大阪市市有建築物保全計画が予定されており、電力量の削減も含めた積算が困難である。また、し尿及び浄化槽汚泥投入量により増減する③下水道、④工業用水の使用量については、民間事業者の努力による効率化が難しい。これらのことから、仕様書第23項に記載している①電気使用料、③下水道使用料、④工業用水道料金の合計額を固定ユーティリティ費として取扱う。

(2) 変動ユーティリティ費

変動ユーティリティ費は、全体のユーティリティ費から固定ユーティリティ費を差し引いた残りの②ガス・水道、⑤通信、⑥薬品類、⑦燃料・材料・備品・消耗品等の項目に係る合計費用とする。

変動ユーティリティ費については、過去からの推移から見ても、必ずしもし尿及び浄化槽汚泥の投入量の減少に伴って減少していない。本市では、今回本業務を委託するに当たり、民間事業者の創意工夫、専門的な技術等を発揮することを期待する観点から、変動ユーティリティ費の削減について、最低限の要求水準額を提示した上で、さらなる削減努力を求めるものとする。詳細については、別紙6「ユーティリティ費の考え方」に定める方法による。

- (3) 受託者は、ユーティリティ費について、削減計画を立て努力するものとし、それぞれの使用量を毎月本市に報告する。

2.9 貸与物件等

受託者が業務履行のために必要とする物件等で、本市が貸与する物件等は、次のとおりとする。また、受託者は、貸

与物件等を善良なる管理者の注意を払い適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。本市は、貸与物件の使用状況について、必要に応じて受託者に報告を求めることができる。受託者は、貸与物件等の紛失、損傷等又は物件の不適切な使用があった場合には、受託者の責任において補充し、若しくは現状復旧しなければならない。

- (1) 東事業所敷地及び敷地内の建物、外構（別紙1-1、1-2参照）
- (2) 東事業所敷地内を含む敷地下水道放流に必要な処理システム一式（別紙2-1から2-3、別紙3-1から別紙3-3参照）
- (3) 構内電話設備、拡声設備
- (4) 保守点検用具、備付工具、工作用機器
- (5) 完成図書（機器取扱説明書及び操作説明書、機器図面、配置図、系統図等の竣工図類）
- (6) その他本市が必要と認めたもの

30 リスク分担

別紙8の「リスク分担表」に定めるとおりとする。「リスク分担表」に規定のない事象が発生した場合は、本市及び受託者双方で協議を行い決定する。

(特記事項)

31 運転管理条件

- (1) 流入許可（流入水量・希釈倍率）

東事業所からの流入水量は、日最大1,638.0m³/日、日平均507.6m³/日を超えないこと。
し尿の希釈倍率は年度を通して一定とし、希釈倍率18倍以上としなければならない。ただし、希釈し尿の受け入れ施設の流入地点で下水道の排水基準値に適合しなかった場合は、随時希釈倍率を増加させ、排水基準値に適合するようにすること。
- (2) 流入許可（排水基準値）

ア	水素イオン濃度指数（pH）	5.0以上9.0以下
イ	生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/L未満
ウ	浮遊物質（SS）	600mg/L未満
エ	全窒素（T-N）	240mg/L以下
オ	全りん（T-P）	32mg/L以下
- (3) 本市が月1回以上測定報告を求める水質検査項目

ア	水素イオン濃度指数（pH）	
イ	生物化学的酸素要求量（BOD）	
ウ	化学的酸素要求量（CODMn）	
エ	浮遊物質（SS）	
オ	全窒素（T-N）	
カ	全りん（T-P）	
キ	ノルマルヘキサン抽出物	鉱油類含有物
ク	ノルマルヘキサン抽出物	動植物油脂類含有物
- (4) 公害防止管理基準

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条、振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規定に基づき定められた次の基準を満たすこと。

ア	騒音に係る規制基準（平成17年東大阪市告示第21号）
イ	振動に係る規制基準（平成17年東大阪市告示第23号）
ウ	悪臭基準値（平成17年東大阪市告示第24号）

32 運転時間

施設の運転は24時間連続とする。ただし、降雨時に大阪府東部流域下水道事務所川俣管理センターの深野ポンプ場又は寺島ポンプ場が3Q運転（晴天時時間最大汚水量（Q）の3倍以上の汚水を流すときの運転）を行った場合には、テレメータによる連携により放流ポンプが自動で停止する。両ポンプ場が通常運転になると、放流ポンプが自動で作動する。

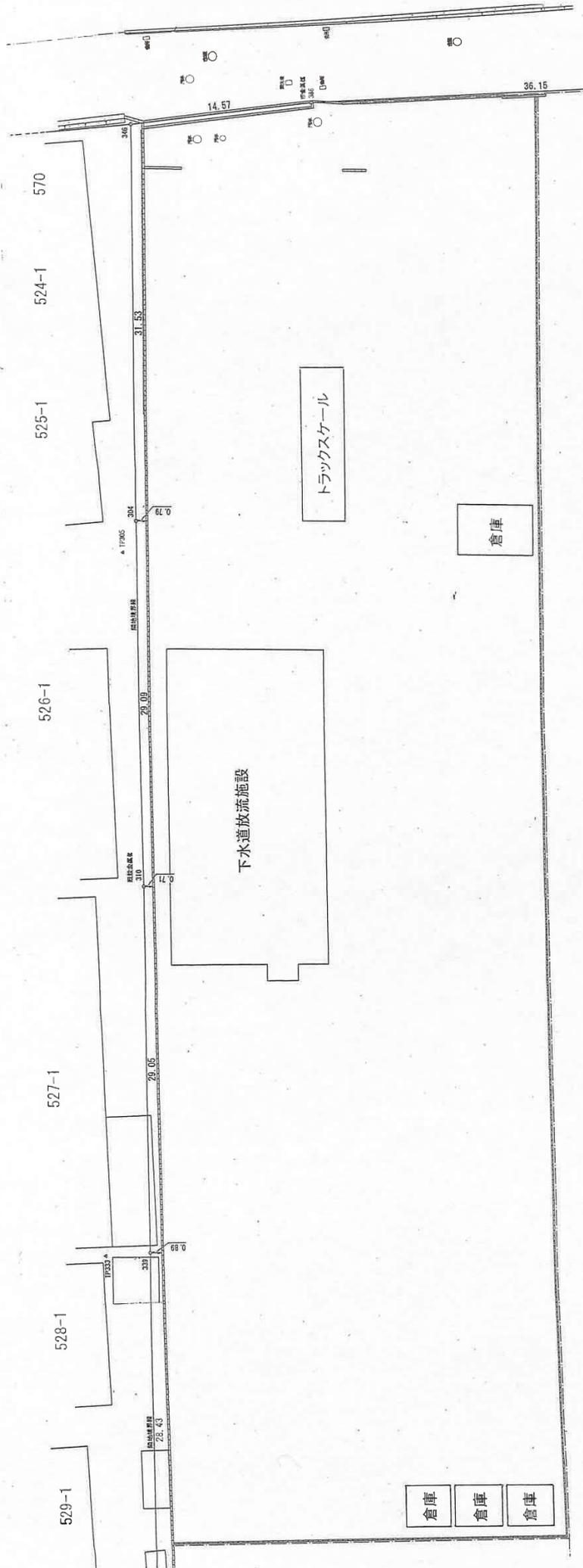
3.3 基本的な作業内容

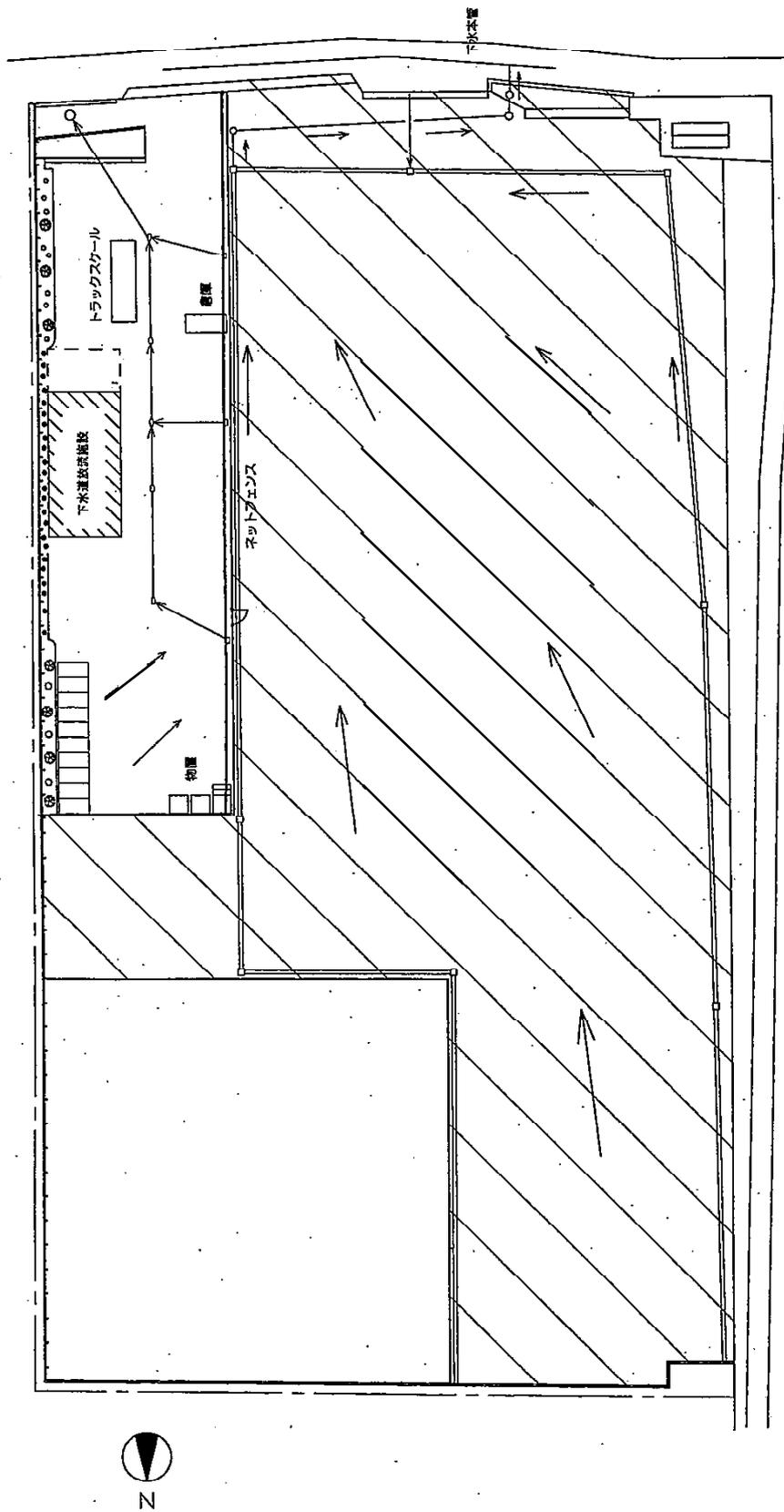
東事業所において現在実施している主な作業内容は、別紙7-1「東事業所通常作業一覧表」に明記している。また、業務に関する機器及び装置に共通する一般的な作業内容は、次のとおりとする。なお、ここに記載したもの以外の作業等についても包括的管理業務の中に含まれるものとする。

- (1) 機器、装置、操作盤及び装置廻り床、各水槽（本市が指定したものを除く。）、排水溝等の清掃を行うこと。
- (2) 施設の巡回点検及びその記録
- (3) プラント設備全体の整理・整頓・清掃作業実施
- (4) 日常点検（別紙7-2から別紙7-8参照）
- (5) 保全整備
- (6) 電気保安内容、停電及び電気事故に対する訓練
- (7) 受託者は、電気事故又はその他災害が発生したときの措置について、計画を定めて随時実地に指導訓練を実施すること。
- (8) 各機器の運転周期に伴う切り替え運転及び試運転
- (9) 電気年次点検における停電、復電操作及び立会い
- (10) 修繕工事時及び停止時（故障時を含む。）における負荷の切り替え作業
- (11) 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の運転試験を行い、常に運転可能な状態に保持すること。
- (12) 薬剤及び油脂類等の在庫を確認し、運転業務に支障がないよう本市との連絡を密に取ること。
- (13) 本市が行う修繕工事、各槽の清掃業務等は、整備計画書に基づいて運転停止・復旧作業、点検、整備、清掃、立会いを行うこと。
- (14) 異常時においては、適正な処置と本市への連絡を行い、常に本市と密接に連絡をとること。
- (15) 運転、保守点検等の日報、月報、各種報告書及びその他関係書類等を作成し、提出すること。
 - ア 運転日誌
 - イ 浄化槽汚泥搬入予定表
 - ウ 整備報告書
 - エ 事故・故障報告書
 - オ 月例報告書
 - (ア) 搬入量・放流量日報月報
 - (イ) 薬剤等使用量報告書
 - (ウ) 放流水計量証明書（放流水を仕様書第31項第3号アからクまでの項目について検査した結果を提出すること。ただし、仕様書第31項第3号ア、イ、エ、オ及びカについては、検査結果が仕様書第31項第2号に定める排水基準値に適合しない場合は、再度検査を行うこと。当月分は月末までに報告すること。）
 - (エ) 作業計画書
 - (オ) 作業報告書
- (16) 修繕台帳及び整備台帳の記入、処理及び整理
- (17) その他本市が指示する事項



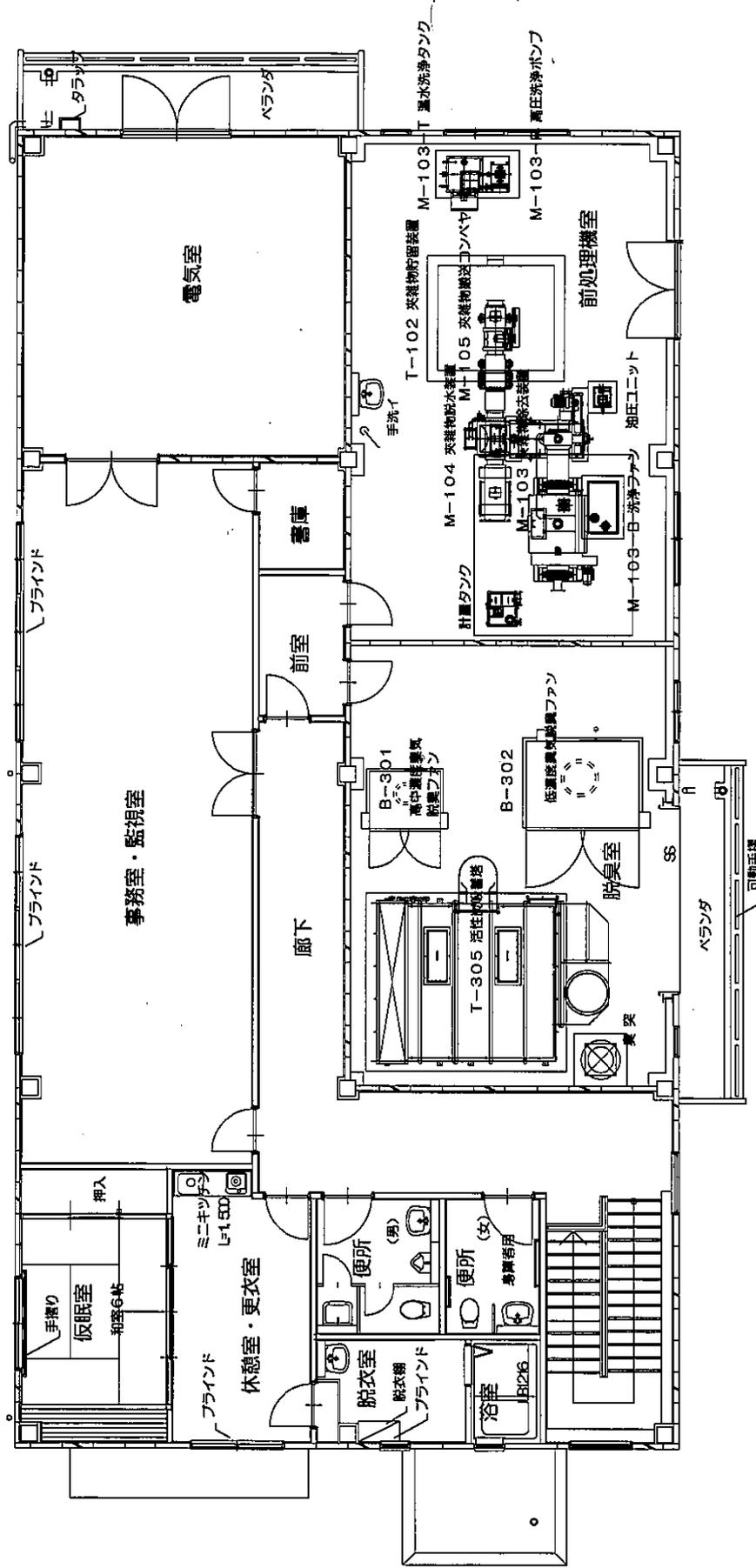
敷地概要図



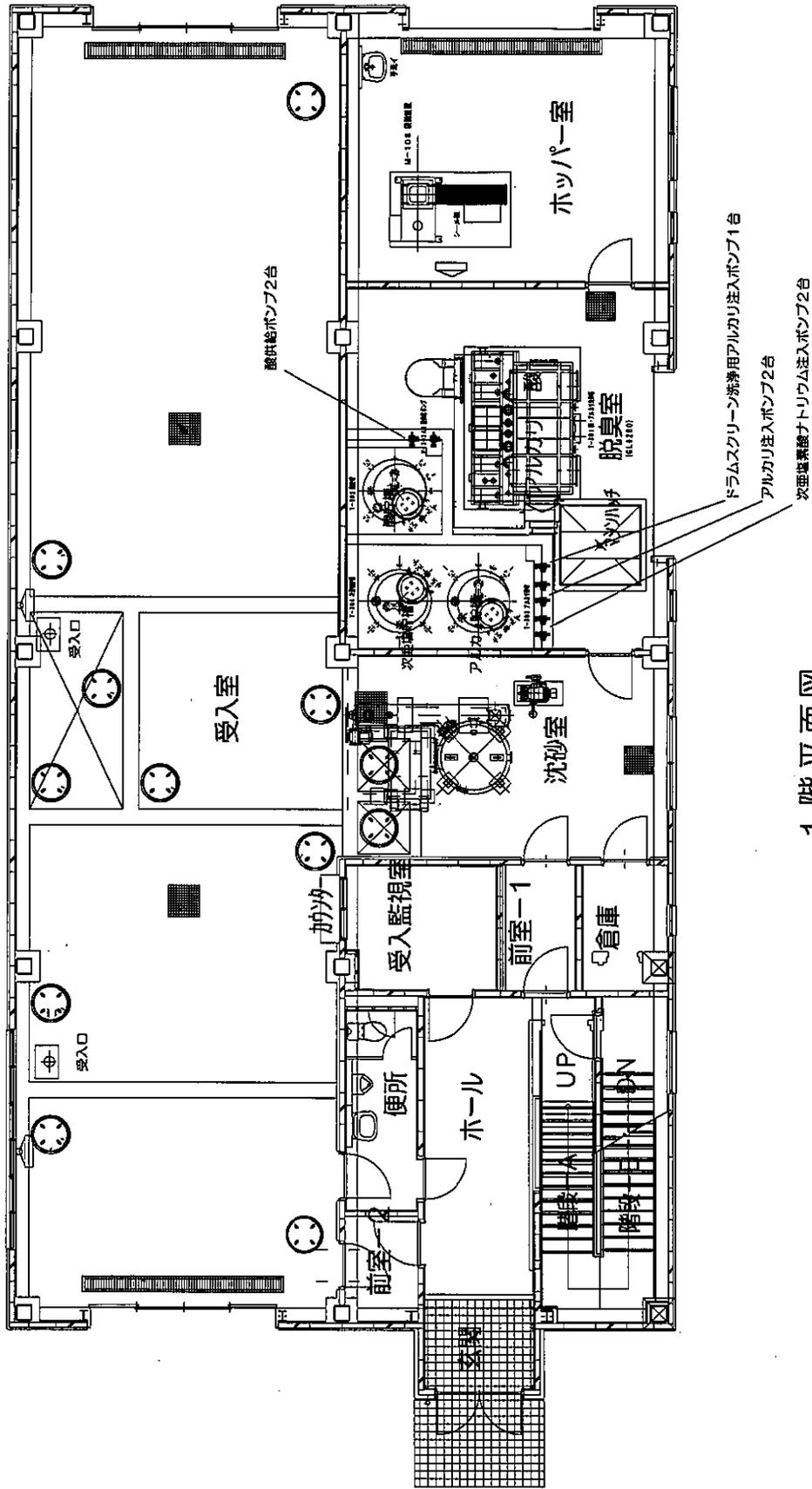


東洋業所 全体配置図
東大阪市布市町3丁目3番1号

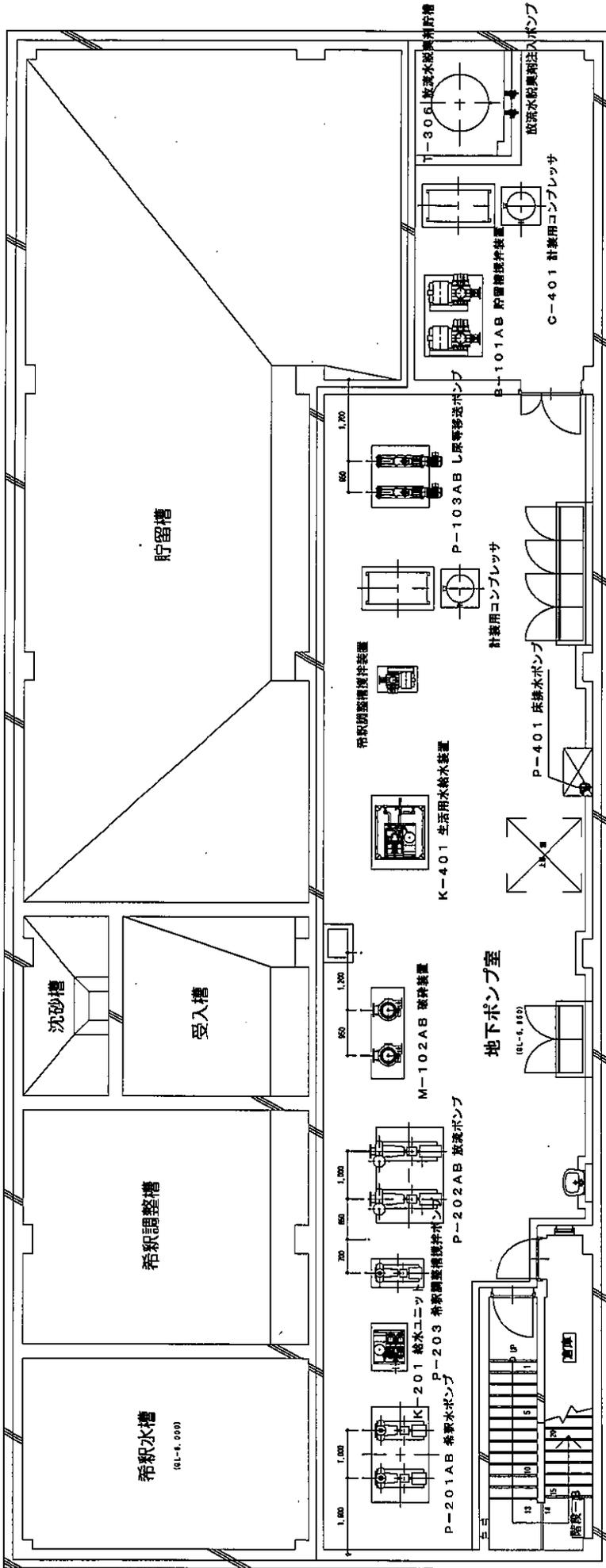
恩智川



2階平面図



1 階平面図



地下1階平面図

東事業所機器一覧表				各ポンプ・槽・装置に伴う測定器			
地下		1階		2階			
◇ポンプ室		◇受入監視室		◇前処理室		*流量計	5台
破 碎 ポ ン プ	2台	トラックスケール用パソコン	1台	夾 雑 物 除 去 装 置	1台	*液位計	4台
し 尿 移 送 ポ ン プ	2台	トラックスケール用パソコンプリンタ	1台	夾 雑 物 脱 水 装 置	1台	*PH計用電極	3個
希 積 水 ポ ン プ	2台	監 視 用 モ ニ タ	1台	夾 雑 物 移 送 コ ン ベ ヤ	1台	*脱臭装置	残留塩素計用 センサー
放 流 ポ ン プ	2台	◇受入室		油 圧 ユ ニ ッ ト	1台	*希釈調整槽	
貯 留 槽 攪 拌 装 置	2台	エ ア ー カ ー テ ン 装 置	6台	洗 淨 フ ァ ン	1台		
希 積 調 整 槽 攪 拌 ポ ン プ	1台	自 動 扉	2台	高 圧 洗 淨 ポ ン プ	1台		
希 積 調 整 槽 攪 拌 装 置	1台	投 入 口 ホ ー ス 外 れ 止 め 装 置	2台	◇脱臭室			
給 水 ユ ニ ッ ト	2台	◇沈砂室		高 中 濃 度 臭 気 脱 臭 フ ァ ン	1台		
生 活 用 給 水 装 置	2台	沈 砂 真 空 ポ ン プ	1台	低 濃 度 臭 気 脱 臭 フ ァ ン	1台		
計 装 用 コ ン プ レ ッ サ	1台	沈 砂 水 切 り コ ン ベ ア	1台	◇監視室			
床 排 水 ポ ン プ	1台	生 活 雑 排 水 ポ ン プ	1台	監 視 用 パ ソ コ ン	1台		
外 気 導 入 フ ァ ン	1台	◇脱臭室		操 作 用 パ ソ コ ン	1台		
◇薬品室		次 亜 塩 素 酸 ナ ト リ ウ ム 注 入 ポ ン プ	2台	パ ソ コ ン	1台		
計 装 用 コ ン プ レ ッ サ	1台	ア ル カ リ 注 入 ポ ン プ	2台	プ リ ン タ	2台		
放 流 水 脱 臭 剤 注 入 ポ ン プ	2台	ド ラ ム ス ク リ ー ン 洗 淨 用 注 入 ポ ン プ	1台	防 犯 用 モ ニ タ	1台		
		酸 供 給 ポ ン プ	2台				
		酸 循 環 ポ ン プ	2台				
		ア ル カ リ 次 亜 塩 素 酸 循 環 ポ ン プ	2台				
		◇ホッパ室					
		袋 詰 装 置	1台				
		シ ー ル 機	1台				
		夾 雑 物 貯 留 装 置	1台				
		◇屋外					
		ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	1台				
		ト ラ ッ ク ス ケ ー ル 用 パ ン チ カ ー ド リ ー ダ プ リ ン タ	1台				

東事業所タンク・薬品一覧表

名称	貯留量	薬品	規格	【参考】年間使用量(R6年度)
酸貯留タンク	2.0m ³	硫酸	75%	40ℓ
次亜塩素酸ソーダ貯留タンク	2.0m ³	次亜塩素酸ソーダ	12%	13,050kg
アルカリ貯留タンク	2.0m ³	液体苛性ソーダ	24%	1,420kg
放流脱臭剤貯留タンク	2.0m ³	放流水脱臭剤	無臭元E048-UZ	3,020kg
活性炭吸着塔	—	活性炭	Hitzスーパーコール(GC-410)又はツルミMX	3,750kg
温水洗浄タンク	400L	—	—	—
生活用水給水タンク	1.0m ³	—	—	—
沈砂洗浄タンク	2.4m ³	—	—	—

東事業所槽一覧表

名 称	貯留量
沈 砂 槽	11.6m ³
受 入 槽	49.9m ³
貯 留 槽	482.1m ³
希 積 水 槽	112.8m ³
希 積 調 整 槽	117.3m ³
生 活 雑 排 水 水 槽	1.0m ³
バキューム車詰り洗浄水槽	1.0m ³

東事業所各機械適用Vベルト一覧

機 種 名	品 番	使用本数
高中濃度脱臭ファン	A-58	3本
低濃度脱臭ファン	B-101	3本
計装用コンプレッサー	B-82	2本
希積調整槽攪拌機	A-39	3本
貯留槽攪拌装置	B-51	3本
洗浄ファン	A-44	2本
外気導入ファン	A-56	1本
沈砂真空ポンプ	3V 475	2本

東大阪市東事業所機械類メンテナンス予定表

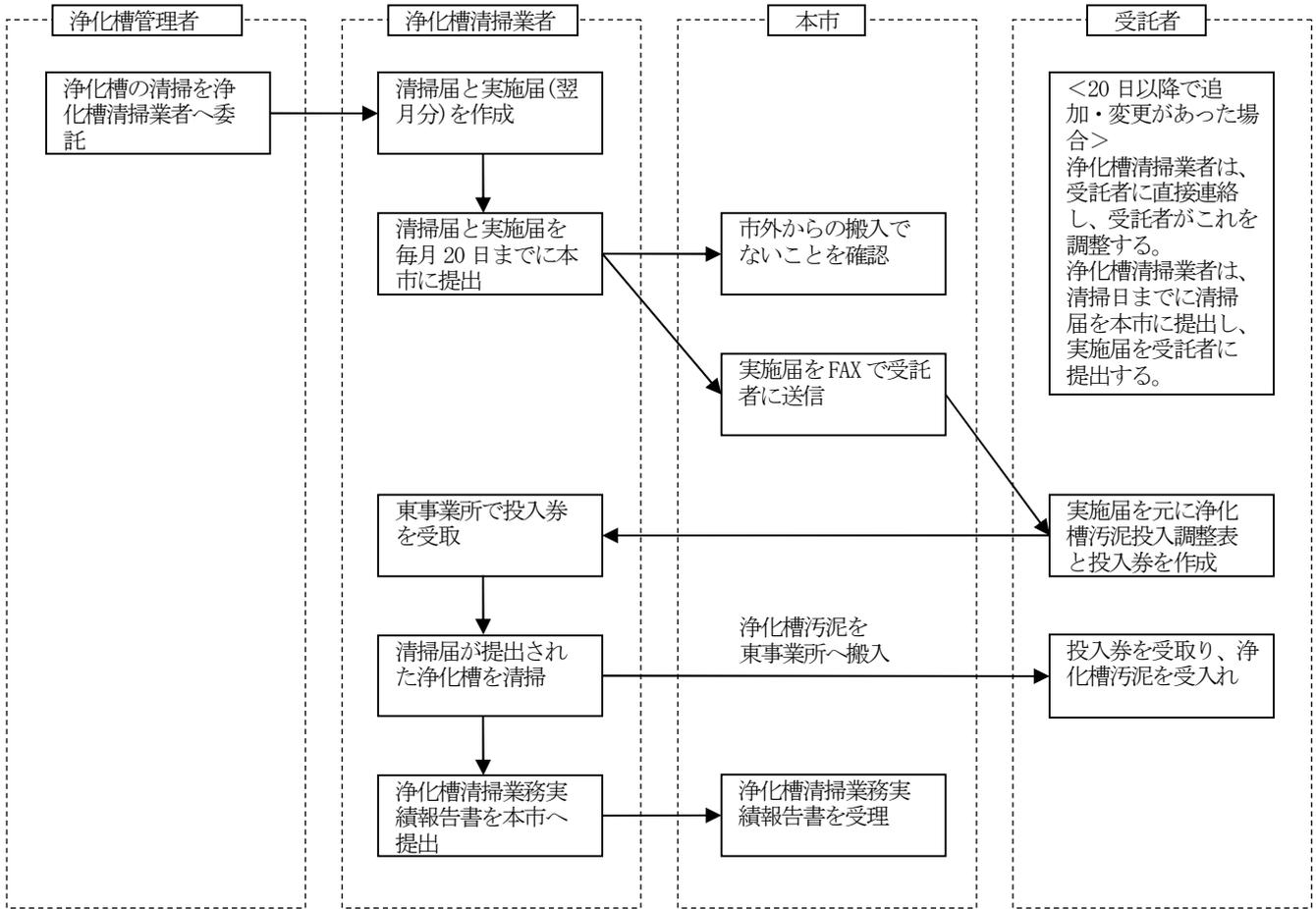
別紙4

令和7年10月～令和12年9月（5年間）

番号	機械・機器	7	8	9	10	11	12	
1	し尿移送ポンプ			○			○	
2	希釈水ポンプ	○				○		
3	トラックスケール用パンチカードリーダーダブリンタ	○	○	○	○	○	○	
4	槽外立型破碎ポンプ	○	○	○	○	○	○	
5	放流ポンプA	○					○	
	放流ポンプB	○					○	
6	前処理装置		○		○		○	
	夾雑物搬送装置(コンベアー)		○				○	
7	貯留槽攪拌装置A			○				
	貯留槽攪拌装置B			○				
	希釈調整槽攪拌装置	○				○		
8	給水ユニットポンプ	○				○		
	生活用水給水装置ポンプ				○			
9	希釈調整槽攪拌ポンプ	○					○	
10	沈砂真空ポンプ	○			○			
	沈砂水切りコンベア					○		
11	酸循環ポンプ、アルカリ次亜塩素酸循環ポンプ			○				
12	アルカリ・酸・次亜塩素酸・放流脱臭剤注入ポンプ	○						
	ドラムスクリーン洗浄用アルカリ注入ポンプ							
13	脱臭装置充填材入替						○	
14	高中濃度、低濃度臭気脱臭ファン	○		○		○		
15	計装用コンプレッサーA							
	計装用コンプレッサーB							
16	HMIシステムハードディスク取替			○				
	HMIシステム更新			○				
17	UPS、PLCバッテリー取替			○			○	
18	計量用データパソコン周辺機器取替	○				◎		
19	防犯カメラシステムハードディスク取替	○		○		○		
20	電気設備点検業務		◎	◎	○	○	◎	
21	生活用雑排水ポンプ		故障時修理・交換					
22	HMIプリンタ		故障時修理・交換					
23	東事業所放流水水質検査業務	○	○	○	○	○	○	
24	トラックスケール定期点検	○	○	○	○	○	○	
25	消防用設備機器点検	○	○	○	○	○	○	
26	PH計等測定器定期点検	○	○	○	○	○	○	
27	テレメシステム点検	○	○	○	○	○	○	
28	工業計測器定期点検	○	○	○	○	○	○	
29	自動扉保守点検	○	○	○	○	○	○	
30	防犯カメラシステム保守点検	○	○	○	○	○	○	
31	外気導入ファン	○					○	
32	投入口保守点検		故障時修理・交換					
33	床排水ポンプ		故障時修理・交換					

浄化槽汚泥投入に伴う調整事務(投入券管理事務のフローチャート)

投入券管理事務とは、東大阪市外からの浄化槽汚泥を東事業所へ搬入させないように監視することと、投入量の事前調整等を目的とする。具体的な事務の流れは下記フロー図のとおりである。



※フロー図内の用語説明

- ・清掃届…浄化槽管理者の依頼を受けて、清掃許可業者が作成する。各管理者が管理している浄化槽の清掃日、処理量を把握する。
- ・実施届…清掃届の内容を集約して、清掃許可業者ごとに清掃日、処理量、投入券必要枚数等を見やすくまとめたもの。

ユーティリティ費の考え方について

東大阪市東事業所下水道放流施設包括的管理業務に係る委託契約（プロポーザル方式）に係る公共料金、電気・ガス等の諸設備に係る費用（以下、「ユーティリティ費」という。）の考え方

契約期間及び期別

契約期間：令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（以下、「Ⅲ期」という。）

契約期別：1年目（半年）… 令和7年10月1日～令和8年3月31日
 2年目（1年）… 令和8年4月1日～令和9年3月31日
 3年目（1年）… 令和9年4月1日～令和10年3月31日
 4年目（1年）… 令和10年4月1日～令和11年3月31日
 5年目（1年）… 令和11年4月1日～令和12年3月31日
 6年目（半年）… 令和12年4月1日～令和12年9月30日

調達管理するユーティリティ費

次の項目に係る費用をユーティリティ費とし、一定の場合を除き受託者の負担によって調達管理する。

①電気、②ガス・水道、③下水道、④工業用水、⑤通信（テレメータを含む。）、⑥薬品類、⑦燃料・材料・備品・消耗品等。

※Ⅲ期契約時に係る①電気の使用料においては、電気料金に直結する燃料価格の長期的な値上がりが見込まれるとともに、東大阪市有建築物保全計画（以下「保全計画」という。）が予定されており、下記のとおり固定ユーティリティ費として取り扱うこととする。

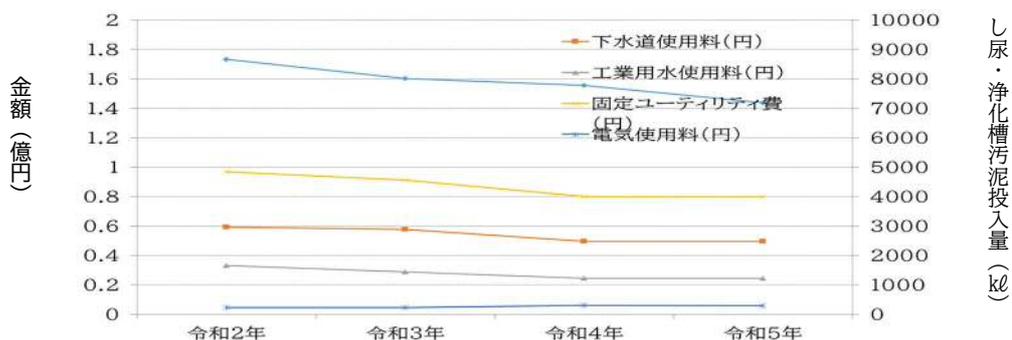
(1) 固定ユーティリティ費（税込み表示）

固定ユーティリティ費とは、固定費として本市が指定する額で見積った後、各契約期別終了後精算するユーティリティ費を指す。原則、企業努力等により左右されない事業費に用いる。尚、①電気の使用料は、燃料価格が不安定、また保全計画実施予定により試算が困難（改修工期及び電力の削減量が不明確）なため、Ⅲ期契約時は、固定ユーティリティ費として取り扱う。

Ⅲ期固定ユーティリティ費は、①電気、③下水道、④工業用水の使用料（料金）とする。

Ⅲ期固定ユーティリティ費/年は、令和2年10月1日から令和7年9月30日まで（以下、「Ⅱ期」という。）の係る項目費の直近3年（R3～5年）の平均額の合計額を丸め（消費税を考慮した端数処理）、設定する。

図1 し尿投入量・使用料・固定ユーティリティ費



固定ユーティリティ費実績（下水道・工業用水・電気）

年度	Ⅱ期				
	R2	R3	R4	R5	平均額（3年）
し尿・浄化槽汚泥投入量（kℓ）	8665.00	8018.05	7781.27	7190.17	—
下水道使用料（円）	59,324,810	57,822,280	49,702,855	49,725,505	52,416,880
工業用水使用料（円）	33,059,315	28,893,016	24,394,313	24,447,561	25,911,630
電気使用量（円）	4,440,993	4,639,678	6,088,075	5,632,419	5,453,391
固定ユーティリティ費（円）	96,825,118	91,354,974	80,185,243	79,805,485	83,781,901

端数処理：83,781,901→83,700,000÷1.1=76,090,909→76,000,000×1.1=83,600,000

固定ユーティリティ費

総額…418,000,000円

1年目………41,800,000円

2～5年目…83,600,000円/年目

6年目………41,800,000円

固定ユーティリティ費			
Ⅲ期総額	1年目※半年 (R7)	2～5年目 (R8～11)	6年目※半年 (R12)
418,000,000円 参考:380,000,000円（税抜）	41,800,000円 参考:38,000,000円（税抜）	各83,600,000円 参考:76,000,000円（税抜）	41,800,000円 参考:38,000,000円（税抜）

※①電気使用料は、固定ユーティリティ費として取り扱うが、受託者においては、電力削減に対して最大の努力を課すこととする。

※応募者は、固定ユーティリティ費を上記金額で試算する。（内訳書には税抜きで記載）

（2）変動ユーティリティ費（税込み表示）

変動ユーティリティ費とは、企業努力等により削減できる費用を指し、全ユーティリティ費から固定ユーティリティ費を差し引いた費用を指す。

応募者は提案額を提案し、プロポーザル選定の結果、受託者の提案額が確定額となる。

当該費用は、②ガス・水道、⑤通信（テレメータを含む。）、⑥薬品類、⑦燃料・材料・備品・消耗品等の調達管理に係る費用とする。

Ⅲ期の変動ユーティリティ費/年の基礎となる額（以下、「基礎金額」という。）は、Ⅱ期変動ユーティリティ費各費用の直近の額（R5）の合計とする。※一万の位を四捨五入。

※受託者は、提案した内容に基づき、業務効率を上げて変動ユーティリティ費の削減を行うこととする。

各費用	水道	ガス	テレメータ	通信	薬品	消耗品等	合計
Ⅱ期 (R5)	15,594 円	25,960 円	361,152 円	74,764 円	6,979,874 円	2,083,400 円	9,540,744 円

基礎金額…9,500,000 円/年

【基準額】

「基準額」とは、変動ユーティリティ費に係る、プロポーザル時応募者が提案する額（以下、「提案額」という。）及び「負担限度額」の算出の基準となる額を指す。

原則、年間の「基準額」は「基礎金額」と同額とし、契約の1年目及び6年目については、脱臭塔の活性炭の入替作業を考慮して設定している。

※脱臭塔活性炭の入替作業…各年（R8～12）の4月に行う。

活性炭費用…3,100,000 円

基準額の試算

- 1年目 ……基礎金額から活性炭費用を差引いた額の半額
 $(9,500,000 \text{ 円} - 3,100,000 \text{ 円}) \div 2 = 3,200,000 \text{ 円}$
- 2～5年目…基礎金額と同額 9,500,000 円/年目
- 6年目 ……基礎金額に活性炭費用を含めた額の半額
 $(9,500,000 \text{ 円} + 3,100,000 \text{ 円}) \div 2 = 6,300,000 \text{ 円}$

基準額		
1年目※半年 (R7)	2～5年目 (R8～11)	6年目※半年 (R12)
3,200,000 円 参考：2,909,091 円（税抜）	各 9,500,000 円 参考：8,636,364 円（税抜）	6,300,000 円 参考：5,727,273 円（税抜）

【提案額】

本プロポーザルにおいて、応募者は、変動ユーティリティ費縮減の実現性及び具体性について「提案内容」を示し、「提案額を「基準額」以下の金額で提案する。」（内訳書には税抜きで記載）

「提案内容」については、価格評価とは別に「実施要領の第14項審査項目(2)提案内容④変動ユーティリティ費等縮減の工夫」において審査する。※「基準額」と同等の提案をした場合は、加点なし（0点）とする。

【負担限度額】

物価上昇等の影響によって、受託者に過度な不利益が生じることの無いよう、受託者が支払う変動ユーティリティ費の上限額（以下、「負担限度額」という。）を設定する。

なお、各年度において支払われる変動ユーティリティ費の合計額が、「負担限度額」を超えた場合は、「負担限度額」を超えた費用を委託者である本市が負担し、「負担限度額」以下の金額を受託者が負担する。※下記【精算時の考え方】を参考にすること。

なお、「負担限度額」は、総務省統計局消費者物価指数等を参考に「基準額」の110%の金額とする。

負担限度額の試算

- 1年目 ……3,200,000円×1.10(補正率) = 3,520,000円
- 2～5年目…9,500,000円×1.10(補正率) = 10,450,000円/年目
- 6年目 ……6,300,000円×1.10(補正率) = 6,930,000円

負担限度額		
1年目※半年 (R7)	2～5年目 (R8～11)	6年目※半年 (R12)
3,520,000円 参考:3,200,000円(税抜)	各10,450,000円 参考:9,500,000円(税抜)	6,930,000円 参考:6,300,000円(税抜)

(3) ユーティリティ費の精算

受託者は、年度毎に固定ユーティリティ及び変動ユーティリティ費に要した経費の明細を提出する。

各ユーティリティ費は年度毎に小規模修繕費と合わせて精算する。なお、精算期限は翌年度の5月31日(委託最終年度については11月30日)とする。

精算の内容

○固定ユーティリティ費

固定ユーティリティ費の本市設定額と、受託者が固定ユーティリティ調達に要した費用(実績)の差額

○変動ユーティリティ費

本市が設定した「負担限度額」を、受託者が変動ユーティリティ調達に要した費用(実績)が超えた場合のみ、その差額

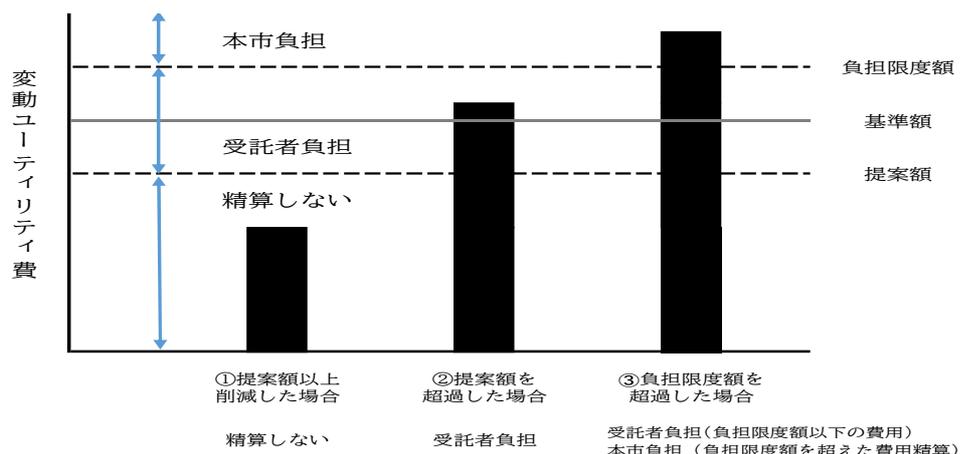
※下記、変動ユーティリティ費の精算時の考え方参考

変動ユーティリティ費の精算時の考え方(図2参照)

変動ユーティリティ費が

- ①「提案額」を超える削減を実現できた場合…精算なし
- ②「提案額」を超える費用が生じた場合…受託者負担
- ③物価上昇等により「負担限度額」を超過した場合…
「負担限度額」を超えた費用は本市負担
「負担限度額」以下の費用は受託者負担

図2 変動ユーティリティ費の精算時の考え方



東事業所通常作業一覧表

1階受入監視室	2階事務・監視室	地下ポンプ室	1階投入・沈砂・脱臭・ホッパ室
8:50 ・パソコン立ち上げ ・トラックスケール立ち上げ ・周辺機器立ち上げ（監視カメラ モニタ・プリンタ等） 9:00 ・開庁（開門） ・し尿・浄化槽汚泥受入れ開始 ↓ 17:00 ・し尿・浄化槽汚泥受入れ終了 ・データ送信（2階のパソコンへ） ・パソコン・トラックスケール シャットダウン ・周辺機器シャットダウン ・閉庁（閉門）	9:00 ・前処理装置運転 （夾雑物除去装置等、停止は自動） ・破砕ポンプ運転 ・監視用パソコンにて各槽水位・ 各ポンプ送水量の日誌記入 9:00 ・運転日誌記入・・・1回目 （各機器Am・圧力等の点検） （各薬品使用量点検（発注）） （工水流量点検・・・など） 11:00 ・運転日誌記入・・・2回目 （1回目と同じ点検） 13:00 ・運転日誌記入・・・3回目 （1回目と同じ点検） 15:00 ・運転日誌記入・・・4回目 （1回目と同じ点検） 17:00 ・運転日誌記入・・・5回目 （1回目と同じ点検） ・浄化槽汚泥搬入表及び投入券の発券 （月1回）、追加受付（随時） ・各報告書製作（月1回） ・各警報の対応	9:00 ・各機器点検 ・各機器切替運転 （約15日間隔） ・各ポンプ詰まり等の対応 ・各機器の消耗部品交換・グリ スアップ・メンテナンス	9:00 ・投入室自動扉開錠 ・各機器点検（投入口・自動扉・ トラックスケール等） 13:00 ・沈砂装置運転 （沈砂倉庫へ運搬・月1回） ・し渣袋づめ（週約1回） ・し渣搬出（月約1回施設組合へ 持ち込み） 16:00 ・沈砂装置真空ポンプの整備 17:00 ・投入口・投入室清掃 ・投入室自動扉施錠 ・アルカリ洗浄塔塩酸洗浄（年1回）

(設置機器等その他については、別紙3を参照)

○保守点検

- | | |
|---|------------------------------------|
| * 中央・受入監視室（管理、監視業務・日報等の巡回点検・記録作業） | * 放流設備（各ポンプ点検・清掃・消耗品（ステーターなど）取替作業） |
| * 受入貯留設備（点検、清掃作業） | * 電気計装設備（水位計、流量計、pH計等の点検・清掃・校正作業） |
| * 前処理設備（ドラムスクリーン、スクリュープレス、コンベヤ等点検・清掃作業） | * 攪拌設備（エアフィルター、オイル等点検、交換作業） |
| * 脱臭設備（脱臭洗浄塔ノズル等点検・清掃作業） | * 給排水設備（点検、清掃作業） |

○上記以外の業務

- * 休日出勤年間約10日（各機械のオーバーホール・各槽清掃・脱臭剤入替業務など）設備の停止・復旧、作業立会、検査、試運転。
- * 夜間・休日は、業者に管理業務委託している（別途契約必要）が異常警報があれば、連絡があり、点検に出勤する（24時間体制、年間約5回）。
- * 場内整備業務（草刈り、樹木の剪定、清掃、夜間警備灯点検など）。
- * 各機器のオイル等の交換・補充、薬剤、その他消耗品の補充。
- * 災害、緊急事態、苦情等の対応。

受電日誌(F2-1)

統括

本日降雨量	
9時	mm
17時	mm

降雨量積算値	
本日9時降雨量	mm
前日9時降雨量	mm
9-9降雨量	mm

年(令和 年) 月 日 曜日 本日天気

項目	時間	9時	13時	17時
	点検者氏名			
受電電力量積算	kWh×10			
前日電力量積算	kWh×10			
使用電力量	kWh×10			
最大需要電力	kW×10			
引込受電盤	電圧:V			
	電流:A			
	電力:kW			
受電遮断器		切・入	切・入	切・入
	モード	手動・自動	手動・自動	手動・自動
変圧器盤 低圧動力	電圧:V			
	電流:A			
コンデンサ(1)		切・入	切・入	切・入
コンデンサ(2)		切・入	切・入	切・入
コンデンサ(3)		切・入	切・入	切・入
変圧器温度	℃			
低圧分岐盤 低圧電灯(1)	電圧:V			
	電流:A			
低圧分岐盤 低圧電灯(2)	電圧:V			
	電流:A			
変圧器温度	℃			
受変電設備	異常表示の有無	有・無	有・無	有・無
電気室内温度	℃			

備考

点検日誌(F2-2)

年(令和 年) 月 日 曜日

※異常無しは「✓」、異常有りは「×」と表記する。

	時 間	管理値	9時	13時	17時
	点検者氏名				
前処理設備動力 制御盤(LCP-5)	電圧:V				
	電流:A				
計量槽流量	流量: m ³ /h	17			
前処理設備	処理工程		処理・洗浄	処理・洗浄	処理・洗浄
高压洗浄ポンプ	電流:A	3.9~4.7			
洗浄ファン	電流:A	3.4~4.2			
夾雑物除去装置 定格:2.0A	電流値:A	1.1~1.3			
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	ドラムスクリーン内部 夾雑物堆積状態		有・無	有・無	有・無
	配管の漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
夾雑物脱水装置 定格:8.6A	電流値:A	3.2~4.1			
	潤滑油量の良否		良・否	良・否	良・否
	潤滑油変色の有無		有・無	有・無	有・無
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
油圧ユニット 定格:2.0A	電流値:A	1.2~1.5			
	圧力:MPa				
	潤滑油量の良否		良・否	良・否	良・否
	潤滑油変色の有無		有・無	有・無	有・無
	ユニット異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	油漏れの有無		有・無	有・無	有・無
夾雑物搬送装置 定格:3.4A	電流値:A	1.5~2.0			
	チェーン異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	減速機異常音の有無		有・無	有・無	有・無
受入槽現汚泥量	m ³				
貯留槽現汚泥量	m ³				
夾雑物ホップ液位	m				
希釈調整槽現汚泥量	m ³				
希釈水槽現貯水量	m ³				
し尿等移送流量	m ³ /h				
希釈水流量	m ³ /h				
放流水流量	m ³ /h				
工業用水メータ	流量: m ³ /h				
	流量積算				
	前日流量積算				
	使用量: m ³ ×10				

※1)工業用水の流量は60~70m³/hに設定しています。73m³/h以上ならバルブ閉。

但し、逆ねじのバルブです。

備考

点検日誌(F2-3,F1-1)

年(令和 年) 月 日 曜日

	時 間	管理値	9時	13時	17時
	点検者氏名				
脱臭設備動力制御盤 (LCP-3)	主幹電圧:V				
	主幹電流:A				
高中濃度臭気脱臭 ファン B-301 定格:19.3A	電流値:A	14.4~18.2			
	吐出圧力:kPa	2.8~3.2			
	潤滑油漏れの有無		有・無	有・無	有・無
	潤滑油変色の有無		有・無	有・無	有・無
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	ダクトエア漏れの有無		有・無	有・無	有・無
低濃度臭気脱臭 ファン B-302 定格:39.0A	電流値:A	30.6~38.5			
	吐出圧力:kPa	1.6~2.0			
	潤滑油漏れの有無		有・無	有・無	有・無
	潤滑油変色の有無		有・無	有・無	有・無
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	ダクトエア漏れの有無		有・無	有・無	有・無
活性炭吸着塔 T-305	差圧:kPa				
	エア漏れの有無		有・無	有・無	有・無
酸・アルカリ洗浄塔 T-301	洗浄塔液漏れの有無		有・無	有・無	有・無
	洗浄塔設備配管液漏れ		有・無	有・無	有・無
	酸槽液位規定値		良・否	良・否	良・否
	アルカリ槽液位規定値		良・否	良・否	良・否
酸循環ポンプ A・B P-301 定格:5.8A	電流値:A	4.3~5.7			
	吐出量:l/min				
	吐出圧:MPa	0.12~0.22			
	ポンプ振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	配管の漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
酸洗浄塔	pH	LL2.4 HH5.2			
アルカリ次亜塩素酸 循環ポンプ A・B P-303 定格:5.8A	電流値:A	4.5~6.3			
	吐出量:l/min				
	吐出圧:MPa	0.14~0.22			
	ポンプ振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	配管の漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
アルカリ洗浄塔	pH	LL7.6 HH11.3			

点検日誌(F1-2)

年(令和 年) 月 日 曜日

	時 間	管理値	9時	13時	17時
	点検者氏名				
酸洗浄槽補給水	流量:l/min			_____	_____
アルカリ洗浄槽補給水	流量:l/min			_____	_____
残留塩素濃度	mg/L				
次亜塩素酸ナトリウム 注入ポンプ A・B P-305 定格:1.2A	潤滑油量の良否		良・否	良・否	良・否
	潤滑油変色の有無		有・無	有・無	有・無
	異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	配管の漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
アルカリ注入ポンプ A・B P-304 定格:1.2A	潤滑油量の良否		良・否	良・否	良・否
	潤滑油変色の有無		有・無	有・無	有・無
	異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	配管の漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
酸供給ポンプ A・B P-302 定格:1.2A	潤滑油量の良否		良・否	良・否	良・否
	潤滑油変色の有無		有・無	有・無	有・無
	異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	配管の漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
次亜塩素酸ソーダ 貯留タンク T-304	貯留量:m ³				
	タンクの漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
アルカリ貯留タンク T-303	貯留量:m ³				
	タンクの漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
酸貯留タンク T-302	貯留量:m ³				
	タンクの漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
希釈調整槽	pH希釈放流排水基準	5.0~9.0			
希釈調整槽残留塩素濃度	mg/L				
備考					

点検日誌(B1-1)

年(令和 年) 月 日 曜日

	時 間	管理値	9時	13時	17時
	点検者氏名				
受入・貯留設備動力 制御盤(LCP-1)	主幹電圧:V				
	主幹電流:A				
破碎装置 A・B M-102 定格:52.6A (ポンプ停止液位付近で 吐出量 30m ³ 程度)	電流値:A	31.5~46.0			
	周波数:Hz				
	吐出量:m ³ /h	25以上			
	吐出圧力:MPa	0.14~0.18			
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	配管の漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
し尿等移送ポンプ A・B P-103 定格:8.9A	電流値:A	4.7~6.1			
	周波数:Hz				
	吐出量:m ³ /h	3.7			
	吐出圧力:MPa	0.07~0.09			
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	配管の漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
貯留槽攪拌装置 A・B B-101 定格:51.5A	電流値:A	14.4~20.9			
	吐出圧力:kPa	7~28			
	潤滑油量の良否		良・否	良・否	良・否
	潤滑油変色の有無		有・無	有・無	有・無
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	エア漏れの有無		有・無	有・無	有・無
共通設備動力制御盤 (LCP-4)	主幹電圧:V				
	主幹電流:A				
生活用水給水装置 K-201 定格:15.5A (ポンプ停止圧力0.59MPa)	電流値:A	5.5~6.5			
	吐出圧力:MPa	0.34~0.68			
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	配管の漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
生活用水給水タンク K-401	タンクの漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
空気圧縮機 1号機・2号機 C-401(1号機) 機器番号なし(2号機) 定格:28.0A(1・2号機)	電流値:A	24.3~34.1			
	吐出圧力:MPa	0.7~0.85			
	オートドレン動作状態				
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	エア漏れの有無		有・無	有・無	有・無
空気圧力タンク C-401-T	タンク圧力:MPa	0.4~0.5			
	エア漏れの有無		有・無	有・無	有・無

点検日誌(B1-2)

年(令和 年) 月 日 曜日

	時間	管理値	9時	13時	17時
	点検者氏名				
希釈調整槽設備動力 制御盤(LCP-2)	主幹電圧:V				
	主幹電流:A				
希釈調整槽攪拌装置 B-201 定格:14.1A	電流値:A	6.3~9.1			
	吐出圧力:kPa	34~44			
	潤滑油量の良否		良・否	良・否	良・否
	潤滑油変色の有無		有・無	有・無	有・無
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
	エアリー漏れの有無		有・無	有・無	有・無
希釈調整槽攪拌ポンプ P-203 定格:14.4A	電流値:A	9.2~12.1			
	吐出圧力:MPa	0.09~0.10			
	シール部の状態				
	潤滑油量の良否		良・否	良・否	良・否
	潤滑油変色の有無		有・無	有・無	有・無
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
給水ユニット K-201 定格:5.5A (ポンプ停止圧力0.59MPa)	単機電流値:A	2.1~5.0			
	2機電流値:A	10			
	吐出量:m ³ /h				
	吐出圧力:MPa	0.30~0.56			
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	配管の漏洩の有無		有・無	有・無	有・無
希釈水ポンプ A・B P-201 定格:20.5A	電流値:A	7.2~9.4			
	周波数:Hz				
	吐出量:m ³ /h				
	吐出圧力:MPa	0.048~0.055			
	シール部の状態				
	潤滑油量の良否		良・否	良・否	良・否
	潤滑油変色の有無		有・無	有・無	有・無
	振動・異常音の有無		有・無	有・無	有・無
	モータ異常発熱の有無		有・無	有・無	有・無
配管の漏洩の有無		有・無	有・無	有・無	

東大阪市東事業所 リスク分担表

	リスク項目	リスク内容	負担者	
			市	受託者
制度関連リスク	法令の変更	本業務に直接関係する法令の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法制度の新設・変更によるもの		○
	税制の変更	本業務に影響を及ぼす税制変更によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制変更によるもの		○
維持管理リスク	計画の変更	委託者の大幅な方針転換による業務内容、用途の変更に関するもの	○	
		上記以外の軽微な業務内容、用途の変更に関するもの		○
	物価・金利の変動	本業務開始後の著しいインフレ・デフレ	○	
		一定の範囲内の物価変動		○
	施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件あたりの修繕費用が300万円を超えるもの）	○	
		経年劣化によるもの（1件あたりの修繕費用が300万円以下のもの）		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	協議事項	
		受託者の責めによる施設・機器等の損傷		○
		委託者の責めによる施設・機器等の損傷	○	
	債務不履行	受託者による業務及び協定内容の不履行		○
	運営リスク	受託者の瑕疵による運転休止・中止		○
		委託者の指示による運転休止・中止	○	
	第三者への賠償	受託者の責めに帰する事由のもの		○
		上記以外のもの	○	
周辺地域への対応	地域住民からの要望、受託者が行う業務に起因する騒音、振動、悪臭苦情等の対応に関するもの		○	
	本業務に係る業者への対応に関するもの		○	
不可抗力	不可抗力（天災、暴動等）による委託業務の変更・中止・延期等	○		
受託期間終了時	受託者の受託期間終了した場合、又は受託を取り消した場合の撤収に関するもの		○	

東事業所通常作業一覧表

1階受入監視室		2階事務・監視室		地下ポンプ室		1階投入・沈砂・脱臭・ホッパ室			
8:50	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン立ち上げ ・トラックスケール立ち上げ ・周辺機器立ち上げ（監視カメラモニター・プリンタ等） 	9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・前処理装置運転（夾雑物除去装置等、停止は自動） ・破砕ポンプ運転 ・監視用パソコンにて各槽水位・各ポンプ送水量の日誌記入 	9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・各機器点検 ・各機器切替運転（約15日間隔） ・各ポンプ詰まり等の対応 ・各機器の消耗部品交換・グリスアップ・メンテナンス 	9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・投入室自動扉開錠 ・各機器点検（投入口・自動扉・トラックスケール等） 	13:00	<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂装置運転（沈砂倉庫へ運搬・月1回） ・し渣袋づめ（週約1回） ・し渣搬出（月約1回施設組合へ持ち込み）
9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・開庁（開門） ・し尿・浄化槽汚泥受入れ開始 	9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・運転日誌記入・・・1回目 （各機器Am・圧力等の点検） （各薬品使用量点検（発注）） （工水流量点検・・・など） 			16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂装置真空ポンプの整備 	17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・投入口・投入室清掃 ・投入室自動扉施錠
17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿・浄化槽汚泥受入れ終了 ・データ送信（2階のパソコンへ） ・パソコン・トラックスケールシャットダウン ・周辺機器シャットダウン ・閉庁（閉門） 	11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・運転日誌記入・・・2回目（1回目と同じ点検） 						
		13:00	<ul style="list-style-type: none"> ・運転日誌記入・・・3回目（1回目と同じ点検） 						
		15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・運転日誌記入・・・4回目（1回目と同じ点検） 						
		17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・運転日誌記入・・・5回目（1回目と同じ点検） 						
			<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽汚泥搬入表及び投入券の発券（月1回）、追加受付（随時） ・各報告書製作（月1回） ・各警報の対応 						

(設置機器等その他については、別紙3を参照)

○保守点検

- | | |
|---|------------------------------------|
| * 中央・受入監視室（管理、監視業務・日報等の巡回点検・記録作業） | * 放流設備（各ポンプ点検・清掃・消耗品（ステーターなど）取替作業） |
| * 受入貯留設備（点検、清掃作業） | * 電気計装設備（水位計、流量計、pH計等の点検・清掃・校正作業） |
| * 前処理設備（ドラムスクリーン、スクリュープレス、コンベヤ等点検・清掃作業） | * 攪拌設備（エアフィルター、オイル等点検、交換作業） |
| * 脱臭設備（脱臭洗浄塔ノズル等点検・清掃作業） | * 給排水設備（点検、清掃作業） |

○上記以外の業務

- * 休日出勤年間約10日（各機械のオーバーホール・各槽清掃・脱臭剤入替業務など）設備の停止・復旧、作業立会、検査、試運転。
- * 夜間・休日は、業者に管理業務委託している（別途契約必要）が異常警報があれば、連絡があり、点検に出勤する（24時間体制、年間約5回）。
- * 場内整備業務（草刈り、樹木の剪定、清掃、夜間警備灯点検など）。
- * 各機器のオイル等の交換・補充、薬剤、その他消耗品の補充。
- * 災害、緊急事態、苦情等の対応。